

# 令和6年度一般入学者選抜合否判定基準

## 1. 各学科の一般募集人員と通学区域

学科	募集人員	通学区域
国際文科	80名から推薦合格者を除いた数	県全域
理数科	80名から推薦合格者を除いた数	県全域
普通科	80名から推薦合格者を除いた数	①島尻学区（豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町） ②通学区域外に関しては、推薦合格者も含め、募集定員の10%（8人）以内

## 2. 出願資格

次の(1)～(3)の1つに該当すること。

- (1) 中学校を令和6年3月に卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

## 3. 判定材料

判定は、調査書（2号様式）、学力検査の成績、及び面接の結果をもとに、総合的に行う。その際、以下の(1)～(4)の各号に留意する。

- (1) 学力検査点は、各教科60点とする。（合計300点満点）※全学科共通
- (2) 内申点と学力検査点との比重は「4：6」とする。
- (3) 面接は受検者全員に行う。
- (4) 帰国子女・長期欠席者等については可能な限り配慮する。

## 4. 調査書の審査

### (1) 内申点の算出

3カ年の評定の合計点を算出する。その際、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科については、それぞれ補正係数1.5をかけて評定合計を補正する。

（165点満点）

### (2) 「顕著な実績を持つ者」は特別に配慮する。

顕著な実績を持つ者とは、「推薦内申基準1ランクに相当する実績を持つ者」かつ

(3)の「審議事項」に該当しない者とする。

(3) 「審議事項」を審査する。審議事項に該当する者とは、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 3カ年を通して「無断欠席」が6日以上ある者
- ② 3カ年を通して教科の評定に「1」がある者
- ③ 問題行動の記載がある者

(4) 「参考事項」を審査する。参考事項に該当する者とは、次の①、②のいずれかに該当する者とする。参考事項については、該当する志願者の不利益にならない様に、判定において可能な限り配慮する。

① 帰国子女

※ 但し、帰国子女とは、「海外または日本国主権の及ばない地域において、継続して1年以上教育を受けた者で、かつ、志願時点で帰国後2年以内の者」をいう。

② 長欠等、自己申告書の提出のある者

## 5. 判定方法（各学科共通）

### (1) 審議の順序

学科ごとの審議の順序は、受検倍率および平均点を考慮して決定する。

### (2) 各圏の設定

各圏の設定は、次の手順によるものとする。

- ① 「参考事項」「顕著な実績を持つ者」該当者を確認する。
- ② 志願者の内申点と学力検査点の合計を算出し、得点の高い順に並べる。
- ③ 募集人員の80%程度をA圏に設定する。
  - ※ 但し、志願者数が募集人員に満たない場合は、志願者数の80%程度をA圏とする。
- ④ A圏のうち、「審議事項」該当者をA'圏に移す。
- ⑤ 次のア・イに該当する者をB圏に設定する。
  - ア 募集人員の110%程度の枠から、A圏、A'圏を除いた者をB圏とする。但し、志願者数が募集人員に満たない場合は、募集人員の110%程度の枠にこだわらず、全職員の協議でB圏を設定する。
  - イ 募集人員の110%程度の枠から漏れた者のうち、「顕著な実績を持つ者」(前頁4(2))をB圏に含める。
- ⑥ B圏のうち「審議事項」該当者をB'圏に移す。
- ⑦ A圏、A'圏、B圏、B'圏に含まれない者をC圏とする。

(3) 第二志望の取り扱いについて

第二志望の志願者は、A圏およびA'圏に設定しない。

(4) 判定の手順

判定の手順は、次の通りとする。

但し、各圏の審査において、次の2点に留意する。

留意点 1…「参考事項」該当者については慎重に審議する。  
留意点 2…普通科については、通学区域外志願者の合格者（推薦入試含む）  
が、募集定員の10%（8人）を超えないようにする。

※但し、学区内から入学志願者の数が募集定員の90%に満たない場合はその  
限りではない。（沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 第3条の2）

- ① 第一審査…A圏の審査
- ② 第二審査…A'圏の審査
- ③ 第三審査…C圏の審査
- ④ 第四審査…第三審査までで合否が確定していない者の審査